

厚岸町規則第18号

厚岸町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成規則の一部を改正する規則

厚岸町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成規則(平成24年厚岸町規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「3,980円を」を削る。

第6条中「及び別記様式第3号による23価肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)接種予診票」を削る。

第7条中「及び予診票」及び「予診票に必要事項を記入の上、」を削り、「助成券とともに」を「助成券を」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号(第6条関係)

厚岸町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成金交付決定通知書兼助成券

年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日付けで申請のありました厚岸町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 助成金額 ☐ 予防接種費用の一部
 ☐ 予防接種費用の全額
2. 被接種者

被 接 種 者	住 所	厚岸町
	氏 名	
	生 年 月 日	明治 大正 昭和 年 月 日生(満 歳)
	生活保護受給状況	有 ・ 無
助 成 券 有 効 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日

(※)

3. 備考

(被接種者の方への注意)

予防接種を受けられた方は、予防接種を受けた医療機関に自己負担額を支払う際に、この書類と一緒に提出してください。

お問い合わせ先：厚岸町	課	係	電話 0153-53-3333
-------------	---	---	-----------------

別記様式第3号を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。